

令和6年第8回

印西市教育委員会定例会会議録

令和6年8月9日（金）

令和6年第8回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和6年8月9日(金)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育委員会報告

日程第 4 議案第1号

令和6年度教育費補正予算について

日程第 5 議案第2号

工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて（原山小学校保全改修工事）

日程第 6 議案第3号

財産の取得に関し議会の議決を求めることについて（（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設事務備品）

日程第 7 議案第4号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

出席委員(3名)

1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	鈴 木 裕 枝
3 番	委 員	豊 田 光 弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	三 門 宜 典
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 圭 一
学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生

生涯学習課長 飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課 秋 山 和 俊  
課長補佐

教育総務課 清 水 純 一 郎  
総務係 課長

教育総務課 佐 々 木 洋 子  
総務係 主査

(14時00分)

(開会の宣告)

職務代理者

ただいまより令和6年第8回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

令和6年8月2日付けで大木教育長が退任され、教育長が不在となっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、本日の定例会は私が教育長職務代理として、議事の進行を務めさせていただきます。

(出席者の報告)

職務代理者

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

職務代理者

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

職務代理者

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。  
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

職務代理者

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、豊田委員を指名します。

(会期の決定)

職務代理者

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育委員会報告)

職務代理者

日程第3 教育委員会報告を行います。

教育委員会報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

なお、行事名にあります黒い丸は大木前教育長が出席し、白い丸は教育長職務代理者や教育委員等が出席したものとなります。

以上です。

各 委 員  
職 務 代 理 者

ご質問等ありますでしょうか。

なし

よろしいですか。

質問なしとします。

それでは、議事に移ります。

(議案第1号)  
職 務 代 理 者

日程第4 議案第1号 令和6年度教育費補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教 育 部 長

議案第1号 令和6年度教育費補正予算について。

令和6年第3回印西市議会定例会に提出する令和6年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和6年8月9日提出。

印西市教育委員会教育長職務代理人、寺田充良。

それでは、概要についてご説明いたします。

次のページの議案第1号 令和6年度教育費補正予算をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。16款県支出金の歳入項目の修正、19款繰入金の増で、歳入予算の総額を2億4,162万8,000円増額するものでございます。

次に、2ページから3ページをお願いいたします。

歳出でございます。9款教育費の1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、5項社会教育費及び6項保健体育費の増により、歳出予算の総額を2億6,715万1,000円増額するものでございます。

最後に、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。イングリッシュアカデミーキャンプ（印西市中学生海外派遣研修）の業務委託ほか5件につきまして、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

職 務 代 理 者  
指 導 課 長

指導課長。

指導課でございます。

審議資料1-1ページをご覧ください。

令和6年度補正予算歳入でございます。

16款2項8目教育費県補助金、千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業補助金16万円の減額補正でございます。補正理由につきましては、千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業補助金の対象経費が千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業委託に一本化されたことにより、委託金に歳入項目を修正するものでございます。

続きまして、16款3項4目教育費委託金、千葉県部活動の地域移行に向

けた環境整備事業委託金16万円の増額補正でございます。補正理由につきましては、千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業補助金の対象経費が千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業委託に一本化されたことにより、委託金に歳入項目を修正するものでございます。

職務代理者  
教育総務課長

教育総務課長。

教育総務課でございます。

1-2ページをご覧ください。

19款2項7目の教育振興基金繰入金でございますが、教育振興基金から充当先事業に2億4,162万8,000円を繰り入れるものでございます。補正理由でございますが、令和7年度の児童・生徒増加に伴う学級増等に対応する学校管理備品等及び給食用備品の購入等のため、教育振興基金から繰り入れ、充当するものでございます。

職務代理者  
学務課長

学務課長。

学務課でございます。

審議資料1-3ページをご覧ください。

9款1項3目会計年度任用職員に要する経費846万8,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、1節会計年度任用職員報酬230万4,000円、3節期末手当23万6,000円、3節勤勉手当19万7,000円、4節共済費564万4,000円、8節旅費8万7,000円の増額補正でございます。補正理由としましては、学習指導員1名、介助員1名の増員に係る報酬及び学習指導員、介助員の週5日勤務者が当初の見込みより多くなったことにより不足する共済費について増額補正するものでございます。

続きまして、1-4ページの下段をご覧ください。

9款1項3目きめ細かな教育の充実事業1万8,000円の増額補正でございます。補正理由としましては、物価高騰に伴うバス借上げ費用の増により不足する校外学習時の引率に係る旅費を増額補正するものでございます。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

指導課でございます。

1-5ページの上段をご覧ください。

9款1項4目教育センター費、教育情報収集・活用事業、12節委託料、その他業務委託270万6,000円の増額補正でございます。補正理由につきまして説明させていただきます。現在、小・中学校で使用しているホームページは、2024年6月にサポートが終了し、現在、SSL化、つまり通信の暗号化がされていないことにより、安全でないサイトと画面に表示されております。サポート終了についての告知が2024年3月であったため、令和6年度の当初予算に計上することができませんでした。安全性及び信頼性に問題があり、早急に新サーバーへ移行する必要があるため、補正を行うものでございます。

続きまして、同ページの下段をご覧ください。

9款1項4目教育センター費、適応指導教室指導員の会計年度任用職員に要する経費として、23万4,000円の増額補正でございます。補正理由につきましては、当初予定していた人数20名に対し17名となり、1人当たりの勤務時間を延ばすことで対応した結果、共済費の対象となる職員を2名と見込んでおりましたが、3名が対象となったため、増額補正を行うものでございます。

続きまして、1-6ページをご覧ください。

9款1項4目教育センター費、学校司書の会計年度任用職員に要する経費として、214万4,000円の増額補正でございます。内訳は、職員手当等、期末手当99万6,000円、職員手当等、勤勉手当83万4,000円、共済費31万4,000円でございます。補正理由につきましては、任用が当初予定していた人数13名に対し12名となり、1人当たりの勤務時間を延ばすことで対応した結果、職員手当及び共済費の対象となる職員を5名と見込んでおりましたが、職員手当は12名、共済費は7名が対象となったため、増額補正を行うものでございます。

教育総務課長。

続きまして、資料の1-7ページ上段をご覧ください。

9款2項1目小学校施設管理に要する経費7,273万3,000円を増額補正するものでございます。補正理由でございますが、令和7年度に学級増が見込まれる小学校に必要な管理備品を令和6年度中に整備するため、増額するものでございます。

次に、下段の9款2項2目教材整備に要する経費5,748万円を増額するものでございます。補正理由でございますが、令和7年度に学級増が見込まれる小学校に必要な教材備品を令和6年度中に整備するため、増額するものでございます。

次に、1-8ページをご覧ください。

上段でございますが、9款3項1目中学校施設管理に要する経費2,464万1,000円を増額するものでございます。補正理由でございますが、令和7年度に学級増が見込まれる中学校に必要な管理備品を令和6年度中に整備するため、増額するものでございます。

次に、下段の9款3項2目教材整備に要する経費7,004万7,000円を増額するものでございます。補正理由ですが、令和7年度に学級増が見込まれる中学校に必要な教材備品を令和6年度中に整備するため、増額するものでございます。

生涯学習課長。

1-9ページをご覧ください。

9款5項4目中央公民館施設管理に要する経費、12節委託料について、512万6,000円の増額補正を行うものでございます。補正理由につきましては、空調設備の故障により、部屋ごとへのエアコン設置に向けて迅速に対応するため、必要な設計業務の委託経費について増額補正をするも

職務代理者  
教育総務課長

職務代理者  
生涯学習課長

のでございます。

続きまして、下段の9款5項4目（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業、22節償還金、利子及び割引料について、90万2,000円の増額補正を行うものでございます。補正理由につきましては、社会資本整備総合交付金事業により取得した土地に現在整備を進めている中央駅前地域交流館新施設の一部においてカフェ事業を実施するにあたり、当該用地に係る交付金相当額全額を一括で返還するため、増額補正をするものでございます。

職務代理者  
学校給食課長

学校給食課長。

資料1-10ページをご覧ください。

9款6項3目高花学校給食センター事業につきましては、910万4,000円の増額補正でございます。補正額の内訳は、10節需用費では246万9,000円、17節備品購入費では、細々節134給食用備品が477万4,000円、その下の細々節135給食用備品が186万1,000円でございます。補正理由は、令和7年度児童・生徒数、学級数の増に伴う給食用消耗品及び備品の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、1-11ページをご覧ください。

印旛学校給食センター事業につきましては、679万9,000円の増額補正でございます。補正額の内訳は、10節需用費では87万7,000円、14節工事請負費では42万9,000円、17節備品購入費では、細々節134給食用備品が283万7,000円、細々節135給食用備品が265万6,000円でございます。補正理由につきましては、令和7年度児童・生徒数、学級数の増に伴う給食用消耗品及び備品の不足が見込まれるため増額するもの、また消毒保管庫増設に伴う配線工事並びに本埜小学校及びいには野小学校の牛乳保冷庫を購入するため増額するものです。

審議資料の1-12ページをお願いいたします。

中央学校給食センター事業につきましては、674万9,000円の増額補正でございます。補正額の内訳は、10節需用費では215万円、17節備品購入費では、細々節134給食用備品が459万9,000円でございます。補正理由につきましては、令和7年度児童・生徒数、学級数の増及び経年劣化入替え用の給食用消耗品及び備品の不足が見込まれるため、増額するものです。

職務代理者  
指導課長

指導課長。

1-13ページの債務負担行為をご覧ください。

9款1項3目教育研究指導費、国際理解教育推進事業、委託料1,320万円でございます。事項はイングリッシュアカデミージャンプ（印西市中学生海外派遣研修）業務委託、債務負担行為の限度額は1,320万円、設定期間は令和6年度から令和7年度まで、年度区分は、令和6年度0円、令和7年度は1,320万円でございます。補正理由につきましては、市内在住の中学2年生、3年生を対象に、令和7年度にオーストラリアへの中学生海

外派遣研修業務委託を行うため、契約準備及び事業実施期間が複数年度にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、1-14ページをご覧ください。

9款1項3目教育研究指導費、部活動推進事業、委託料9,560万6,000円でございます。事項は部活動地域移行運營業務委託、債務負担行為の限度額は9,560万6,000円、設定期間は令和6年度から令和9年度まで、年度区分は、令和6年度0円、令和7年度は2,548万1,000円、令和8年度は4,665万9,000円、令和9年度は2,346万6,000円、合計9,560万6,000円でございます。補正理由につきましては、中学校の部活動を地域に移行する運營業務委託を行うにあたり、実証事業の完了までを同一事業者との複数年契約により締結したいため、契約準備及び事業実施期間が複数年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

より詳しく説明させていただきます。本事業は、中学校休日部活動の地域移行を推進するため、千葉県が実施する千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業委託を活用し、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するとともに、教員の働き方改革の視点を踏まえ、部活動対策を進めることを目的として実施するものでございます。

参考資料をご覧ください。

現段階の予定ですが、令和7年度はモデル実証事業として、野球部4クラブと女子バレーボール6クラブの計10クラブ、令和8年度は本格モデル実証事業として、12種目の70クラブに拡充しての実施を考えております。債務負担行為を設定する理由でございますが、本事業は令和6年度にプロポーザル方式による業者選定などの契約準備行為を行い、令和7年4月から令和9年8月にかけて業務を実施することとなるため、契約準備及び事業実施が複数年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

スケジュールにつきましては、令和7年9月から令和8年8月をモデル実証事業、令和8年9月から令和9年8月を本格モデル実証事業と位置づけております。3月末ではなく8月末を区切りとしている理由でございますが、7月から8月頃に開催される総合体育大会を最後に生徒は引退することが多いため、8月末を区切りとしております。

なお、令和7年9月からのモデル実証事業に関しましては、生徒の負担に格差を生じさせないように、受益者負担の部分を県の委託費と市費によって負担したいと考えております。また、令和8年9月からの本格モデル実証事業では、受益者負担分の徴収を行うことで、指導者への謝金の支払い等の流れを検証していく予定でございます。

説明は以上でございます。

生涯学習課長。

1-15ページをご覧ください。

職務代理者  
生涯学習課長

9款5項3目文化振興活動に要する経費、10節印刷製本費について、57万2,000円の債務負担行為を設定するものでございます。内容といたしましては、第4回印西まちなか音楽祭イベントプログラム印刷、音楽祭のタイムスケジュールや会場案内図をコンパクトに折り畳んだパンフレット作成に係る経費について計上するものでございます。債務負担行為の限度額は57万2,000円とし、設定期間は令和6年度から令和7年度まで、年度区分は、令和6年度0円、令和7年度は57万2,000円でございます。

続きまして、下段、12節委託料について、債務負担行為の設定をするものでございます。内容といたしましては、第4回印西まちなか音楽祭会場設営業務委託167万2,000円、音響業務委託136万円、警備業務委託51万1,000円でございます。債務負担行為の限度額は354万3,000円、設定期間は令和6年度から令和7年度まで、年度区分は、令和6年度0円、令和7年度は354万3,000円でございます。

補正理由でございますが、第4回印西まちなか音楽祭は、令和7年5月の開催を予定しておりまして、令和7年度当初予算では準備に支障を来すことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上が議案第1号 令和6年度教育費補正予算でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木委員。

鈴木委員

1-1ページですけれども、千葉県部活動の地域移行に向けた環境整備事業補助金、これが委託されたことによって、費目が差替えといいますか、場所が移動になったということで間違いはないかと思いますが、対象経費というものは主にどういったことに使われる経費でしょうか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

この16万円の経費でございますが、年4回開催します印西市部活動地域移行協議会の委員に支払う報酬でございます。

鈴木委員

分かりました。

職務代理者

ほかに何かございますか。

豊田委員。

豊田委員

補正予算につきまして、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、歳入関係で、今回、補正財源として教育振興基金の繰入れを行います。繰入れ後の基金残高は、幾らぐらいになるのでしょうか。今回、補正予算で、教育振興基金のほうから繰入れを行うわけですね。その繰入れを行った後に、振興基金の残額は、どのぐらいになるのでしょうか。

職務代理者

教育総務課長。

教育総務課長

お答えいたします。

今回の基金の繰入れですが、令和5年度末の残高が12億4,292万7,000

円でございます、今回2億4,162万8,000円を繰入れしますと、残高は10億1,299万円となります。

以上です。

豊田委員

分かりました。

続けてよろしいですか。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

説明資料1-4の下段の担当、学務課の中で、普通旅費の増額がございます。物価高騰に伴うバスの借り上げ費用の増により不足する校外学習時の引率に係る旅費を増額するということですが、これは職員の旅費の改定などがあったのでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

この対象となる職員は市の会計年度任用職員でして、各学校の校外学習に引率をしますと、バス代を負担してもらうために人数割りした分の旅費が必要になります。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

バスの借り上げ料でですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

はい、そうです。その借り上げ料を、会計年度任用職員も1名としてカウントし、それを職員と子ども全員で負担することになります。会計年度任用職員の分は市が旅費として負担するということになります。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

今の説明ですと、バスの借り上げ料が上がるということですが、普通旅費から支出するのですか。これはバスの借り上げに係る経費なので、旅費から支出する部分なのではないかと思えます。旅費というのは、あくまでも費用弁償として支払うものですよ。

職務代理者

学務課長。

学務課長

出張費になりますので、この場合、会計年度任用職員に係る旅費は、バス代に係る経費から計算することになります。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

そういう処理の方法なのですね。

職務代理者

学務課長。

学務課長

はい、そうなります。10万円の経費がかかれば、それは子どもの人数と職員の人数を合せた人数で負担することになります。学校の先生もそこに含まれますが、学校の先生は県からの旅費の支出となります。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

バスの借り上げ料の単価は、1人当たり幾らになりますでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

全てに係る経費から、それを人数割りして、1人どれぐらいかかるかという計算をしています。

職務代理者	豊田委員。
豊田委員	それを旅費で支払うのですか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	はい。それは県費負担の職員でも同じです。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	毎年このような方法でずっとやっていらっしゃるのですか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	はい。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	監査的にも何も問題ないのですか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	問題はないと思っております。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	今まで指摘されたことはないのですか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	はい、ございません。
豊田委員	分かりました。
職務代理者	ほかに何かございますか。
	豊田委員。
豊田委員	続きます、1-5ページ、上段の教育情報収集・活用事業の中で、ホームページのサーバーが古くなって、保守などが受けられなくなったということですが、新しいものについては、外部にサーバーを設置するのでしょうか。それとも独自の、例えば市が所有するサーバーになるのでしょうか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	市役所とは別というご質問でしょうか。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	そうではなくて、今現在はどのような範囲でやっていらっしゃるのか。例えば、教育委員会のほうでホームページのサーバーを一台持っていて、それを各学校が使用している形ですか。それをまるっきり新しくする形なのですか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	はい、そうなります。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	サーバーは買取りで、保守をしているということなんですね。新しいものに更新して、今回も同じようにされるということで、サーバー自体を外部に委託するわけではないということですね。
	後で教えてください。
職務代理者	指導課長。
指導課長	はい、わかりました。

職務代理者	<p>暫時休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(14時34分)</p> <p style="text-align: right;">(14時41分)</p>
職務代理者	再開させていただきます。
指導課長	<p>指導課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>これまではNTTコミュニケーションズのWebARENAというレンタルサーバーを使用しておりますが、今後も外部のサーバーの使用を予定しておりますが、業者についてはまだ決定していません。</p>
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	ありがとうございました。よく理解できました。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	全体に係る問題でお聞きします。今回、人件費の関係で、会計年度任用職員の方の手当、共済費等の補正が計上されていますが、要は募集した人員よりも採用した人数が少なくて、それによって、例えば週4日だった方が週5日勤務するようになったことによって、例えば、共済費の支払いが発生するという事でしょうか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	<p>共済費については当初、週3日勤務する人数がそれなりに多くなるのかと思っていましたが、週4日、5日勤務の方が増えて、共済費が足りなくなってしまったという状況なので、今、豊田委員がご指摘されたとおりです。</p> <p>もう一つの手当のほうは、学校からよりきめ細やかな指導をしたいから、もっと学習指導員や介助員の人数を増やしてほしいとの要望があり、増員するための補正をさせていただくという状況です。</p>
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	分かりました。増員を視野に入れたというようなことも含めてということでしょうか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	はいそうでございます。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	共済費というのは、市町村職員共済組合に支払うのでしょうか。
職務代理者	学務課長。
学務課長	そうなります。
豊田委員	分かりました。ありがとうございます。
職務代理者	鈴木委員。
鈴木委員	1-9ページの下段なんですけれども、補正理由をもう一度、分かりやすくご説明していただければと思います。
職務代理者	生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

こちらの社会資本整備総合交付金事業の返還についてですが、千葉ニュータウン中央駅近くの中央駅前地域交流館1号館の改修工事と、平成22年に取得したUR都市再生機構の用地取得は、国の交付金事業を活用しております。

そのときには、公共施設の用地取得という目的で交付金を頂いておりますが、今回、千葉ニュータウン複合施設の建物1階の一部でカフェ事業を、社会福祉法人印旛福祉会が実施することになりました。当初、交付金を頂いたときの目的外の利用になることから、約16平米分の交付金を国のほうにお返しするという内容でございます。

職務代理人

鈴木委員。

鈴木委員

では、返還する交付金相当額は、平米数で計算して割り出した金額ということで間違いないでしょうか。

職務代理人

生涯学習課長。

生涯学習課長

委員のおっしゃるとおりでございます。平米数で割り出した金額でございます。

職務代理人

鈴木委員。

鈴木委員

分かりました。返還先は国で間違いありませんね。

職務代理人

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、国でございます。

職務代理人

鈴木委員。

鈴木委員

よく理解できました。ありがとうございます。

職務代理人

豊田委員。

豊田委員

それに併せて質問なんですけれども、このカフェ事業については、先ほどのお話ですと、当初は計画に入っていなかったものですが、この社会資本整備総合交付金事業は国交省の事業で、社会資本整備総合計画書というものが必要だと聞いたことがあります。例えばそういった事業が変更になったような場合は、その変更も必要になってくるのでしょうか。事業内容の変更は、もう既にされているのでしょうか。

職務代理人

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

今回、計画に基づいた用地取得で交付金を頂いているのですけれども、計画外、計画と違うものを行うということで、平成22年ですから10年以上前になりますが、計画の変更はないものと認識してございます。

職務代理人

豊田委員。

豊田委員

分かりました。計画自体の変更までは伴わないという解釈でよろしいですか。

職務代理人

生涯学習課長。

生涯学習課長

そのように認識しております。

職務代理人

豊田委員。

豊田委員	承知いたしました。 最後に、1-13ページのイングリッシュアカデミーにつきまして、今年度の応募者数は、何名ぐらいいらっしゃったのか教えていただけますか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	今年度は、170名の応募がございました。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	実際に参加される人は何名になりますでしょうか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	20名でございます。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	参加者の負担金は、例年と変わらずということによろしいですか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	負担金は1人10万円で、例年どおり変わらずでございます。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	大変ありがとうございました。
職務代理者	ほかに質疑ありませんか。
各委員	なし
職務代理者	よろしいですか。 これで質疑を終わります。 議案第1号について採決をいたします。 お諮りいたします。 議案第1号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各委員	異議なし
職務代理者	異議なしと認めます。 したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
(議案第2号)	
職務代理者	日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 教育総務課長。
教育総務課長	議案第2号 工事請負契約の締結に関し議会の議決を求めることについて。 次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。 令和6年8月9日提出。 印西市教育委員会教育長職務代理者、寺田充良。 それでは、ご説明いたします。 1、名称、原山小学校保全改修工事。

- 2、場所、印西市原山三丁目4番地。
- 3、契約の方法、制限付き一般競争入札（総合評価方式）。
- 4、契約の金額、7億3,260万円。
- 5、契約の相手方、千葉県松戸市日暮5丁目25番地、株式会社湯浅建設。

審議資料の2-1ページをご覧ください。

1と2につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

3、工期につきましては、契約日の翌日から令和8年2月27日まで。

4、施設の概要等につきましては、（1）敷地面積は、2万3,246.54平方メートル、（2）構造規模は、ア、校舎棟、鉄筋コンクリート造地上2階建て、延床面積は、5,523.51平方メートル、主要室等は普通教室、特別教室、職員室等、（3）児童数の推移につきましては、ア、平成元年度の開校時は454人、イ、平成8年度は児童数ピークで699人、ウ、平成24年度は児童数最小で217人、エ、令和6年度は271人でございます。

工事概要につきましては、（1）建築工事は、屋根、防水、外壁、建具、内装、塗装等の改修、（2）電気設備工事は、照明設備、受変電設備、火災報知設備等の更新及び太陽光発電設備の新設、（3）機械設備工事は、空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、受水設備等の更新でございます。

次ページをお願いいたします。

次の2-2ページは配置図、2-3ページは1階平面図、2-4ページは2階平面図でございます。

次に、2-5ページの入札経過表についてご説明いたします。

本工事は、総合評価方式による制限付き一般競争として令和6年6月3日に公告したところ、8社から入札参加の申請がありました。その後、4社から辞退の申出がございまして、7月11日に4社による入札が行われ、評価値が最も高かった株式会社湯浅建設が6億6,600万円で落札したものでございます。

説明については以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

職務代理人  
各委員  
職務代理人

各委員  
職務代理人

（議案第3号）

職務代理者

日程第6 議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第3号 財産の取得に関し議会の議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるよう市長に申し入れる。

令和6年8月9日提出。

印西市教育委員会教育長職務代理者、寺田充良。

それでは、ご説明をさせていただきます。

1、取得する財産は、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設事務備品でございます。

2、取得方法は、制限付き一般競争入札でございます。

3、購入価格は、2,090万円でございます。

4、契約の相手方は、千葉県千葉市緑区誉田町2丁目21番地、有限会社カンダ事務機でございます。

審議資料3-1ページをご覧ください。

1、取得する財産の内容でございますが、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設の開館にあわせまして必要となる事務備品などの初度備品でございます。

2、納入場所は、中央駅前地域交流館、印西市中央南一丁目4番地3ほかでございます。

3、納入期限は、令和7年2月28日でございます。

4、取得理由は、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設の開館にあわせて必要となる事務備品などの初度備品を取得するものでございます。

3-2ページをご覧ください。

新施設1階に配置する備品の数量等を記しております。

続きまして、3-3ページから3-4ページにつきましては、新施設の2階部分に配置する備品でございます。

続きまして、3-5ページは、新施設の3階部分に配置する備品でございます。

3-6ページにつきましては、中央駅前地域交流館の1号館に配置する備品でございます。

3-7ページをご覧ください。

入札経過表でございます。予定価格3,935万344円に対しまして、2社が応札をいたしました。結果、有限会社カンダ事務機が税別1,900万円で落札したものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。

豊田委員 | 豊田委員。

豊田委員 | 今回の財産の取得につきまして、予定価格の3,935万344円に対して、落札金額が1,900万円は、かなり安価のように思えますけれども、今回のカンダ事務機さんの当市における契約実績がありましたら、教えていただければと思います。

職務代理者  
生涯学習課長 | 生涯学習課長。  
お答えいたします。

| カンダ事務機との契約の実績につきましては、庁内各課において、同社と購入契約を結んでいる事例は多くございます。生涯学習課のほうでも、庁内で使用する備品など、カンダ事務機から購入している事例はございます。

| 以上です。

職務代理者  
豊田委員 | 豊田委員。

豊田委員 | 分かりました。納期がしっかり守られるようにしていただきたいと思っています。

職務代理者  
各委員  
職務代理者 | ほかに質疑ありませんか。  
なし

| これで質疑を終わります。  
議案第3号について採決します。  
お諮りいたします。  
議案第3号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者 | 異議なし  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(議案第4号)  
職務代理者 | 日程第7 議案第4号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
教育総務課長。

教育総務課長 | 議案第4号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。  
印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
令和6年8月9日提出。  
印西市教育委員会教育長職務代理者、寺田充良。  
それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。  
1、改正の要旨及び2、改正の理由でございますが、現行の規則について、字句の整理を行うものでございます。具体的には、第7条の議決事項の第11号の任命に関するものについて、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律と整合させるため、教育長の任免に関する事項を削るものでございます。こちらは、平成27年度から、教育長は市長が議会の同意を受けて直接任命するようになりましたので、法令に基づく改正でございます。

施行期日ですが、議決後直ちに施行する必要があるため、公布の日としております。

説明は以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員  
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(その他)  
職務代理者

日程第8 その他について、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課のほうから、1点ご報告をさせていただきます。

お手元の資料のコミュニティ・スクールの導入についてをご覧ください。

生涯学習課では、文部科学省が進めておりますコミュニティ・スクールにつきまして、今後、市内の学校のほうに導入してまいりたいと考えております。

については、本日、コミュニティ・スクールの概要と導入スケジュールについて、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、コミュニティ・スクールの導入についてでございます。コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会を導入している学校のことをいいます。

コミュニティ・スクールは、学校運営に対して保護者や地域住民が参画し、学校運営協議会を通して教育に対する課題や目標を共有し、熟議することで、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりを進める仕組みであります。学校運営協議会はコミュニティ・スクールの中核を担う合議制の組織となります。

学校に学校運営協議会という合議制の組織を導入している学校がコミュニティ・スクールであり、そして、この協議会が、教育現場に対する課題等について熟議するというものでございます。

続きまして、(1)のなぜ、コミュニティ・スクールを導入するのかという点でございますけれども、近年、子どもたちや地域社会の環境が

大きく変化し、学校に求められる役割も変わってきています。Society5.0、グローバル化、地方創生、状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応や専門性を必要とした事案、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題は、ますます複雑化・困難化しております。

コミュニティ・スクールを導入することにより、今後、地域の多くの人が学校づくりに参画し、地域と一体となり、地域とともにある学校づくりが進むものと考えます。また、このことは、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支えるため、社会総掛かりでの教育の実現を求める学習指導要領の趣旨にも合致します。

次のページをご覧ください。

(2) の社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの推進でございませう。

社会に開かれた教育課程の具現化を図るため、学校運営協議会を各学校に設置し、学校が主体性を維持しつつ、地域とともにある学校として運営することを通して、子どもたちに自然な形で社会性・市民性や人間性を育み、そして、地域もさらによりよくなることを目指してまいります。

続きまして、(3) のコミュニティ・スクールの機能についてでございますけれども、4つございませう。

①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。

③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。

④学校評価ということでありませう。

最後に、(4) 導入スケジュールでございませうが、令和6年度にコミュニティ・スクール導入推進計画を策定してまいります。そして、令和7年度にモデル校を1校選定いたしまして、コミュニティ・スクールの導入をいたします。令和8年度につきましては、市内全小・中学校へのコミュニティ・スクールの設置を目指してまいりたいと考えております。

なお、参考といたしまして、次のページに文部科学省が作成した資料を添付してあります。

ご報告は以上でございませう。

質疑はありませうか。

鈴木委員。

私たち教育委員も数年前から、コミュニティ・スクールに関しての勉強会といいますか学習会を、市内で行われた教育委員研修などを通じて学んできました。そして、昨今、本当にコミュニティ・スクールの必要性というものを感じているところであります。

職務代理者

鈴木委員

導入スケジュールに関してご質問したいんですが、令和7年度、モデル校を一つ選定とありますけれども、これは市内で一つだけのモデル校ということでしょうか。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。  
お答えいたします。

学校へのコミュニティ・スクール導入には、小学校に一つ導入するか、中学校区に設置するかという2つのやり方がございますが、現在、生涯学習課では、中学校区単位に一つ導入して、モデル的に進めてまいりたいと考えております。例えば印西中学校区ということであれば、その中には木下小学校と大森小学校が入ることになります。中学校区に一つの学校運営協議会を設置するという形で、現在、検討しているところでございます。

職務代理者  
鈴木委員

鈴木委員。

まだこれは決定ではないということだと思いますので、参考までにですが、今現在、当市におきましては、さわやかコミュニティという、3つの中学校区で実施されている、既にコミュニティ・スクールに向けているかのような組織があるかと思えます。そうした既にある、ある程度基盤づくりができているようなところを活用されるというのはいかがかなというふうに、私個人的には考えています。

また、実際にさわやかコミュニティは、既に開かれた学校づくりということで、何年にもわたって取り組んでいる組織かと思えます。そして、その中には、読み聞かせの団体であるとか、放課後子ども教室であるとか、そういった形で、地域が学校に関わりを持っているところがありますので、そういうところをぜひモデル校として、ご利用になるのはいかがかなというのが参考までにですが、私の個人的な考えです。

職務代理者  
生涯学習課長

生涯学習課長。  
ありがとうございます。

モデル校の選定にあたりましては、今委員がおっしゃられた、さわやかコミュニティが導入されているところであったり、それから既存地区、新市街地地区のどちらにするかですとか、小規模校、大規模校という学校の規模等もありますが、いただいたご意見を参考に、いろんな面から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者  
各委員  
職務代理者

ほかに、その他、何かありますか。

なし

これで、日程第8、その他を終わります。

では、事務局から次回教育委員会会議の開催について連絡がございません。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の定例教育委員会会議の開催についてご連絡いたしま

す。

令和6年第9回印西市教育委員会定例会につきましては、9月13日金曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

(閉議の宣告)

職務代理者

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

職務代理者

それでは、以上をもちまして、令和6年第8回印西市教育委員会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(15時18分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月9日

教育長職務代理者 寺 田 充 良

署 名 委 員 豊 田 光 弘